

# 税の申告が始まります

受付期間  
2月15日(木)から  
3月15日(木)まで

あなたもCHECK!

## 確定申告(所得税)が必要な方

- 営業や農業などの事業所得がある。
- 不動産所得(地代・家賃収入)がある。
- 土地や建物を売った譲渡所得がある。
- 給与所得と退職所得以外の所得が20万円を超える。
- 給与を2カ所以上から受けていて、主たる給与以外の収入が20万円を超える。
- 給与収入が2千万円を超える。
- 公的年金収入が400万円を超える、または公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える。

## 市・県民税の申告が必要な方

- 30年1月1日現在、市内に住所がある方は、29年中の所得を申告する必要があります。申告しない場合、基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの軽減を受けられません。
- ただし、次のいずれかに該当する方は、申告する必要はありません。
- 確定申告をした。
- 給与所得のみで、年末調整がされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている。
- 公的年金収入のみで、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている。(ただし、年金収入金額や所得控除額によっては必要になる場合もあります。)
- 市内に住所がある方の所得控除対象の配偶者・扶養親族となっている。

## 申告に必要なもの

- 所得計算に必要なもの  
収入額や経費が分かる書類や給与・年金収入額が分かる源泉徴収票など
- 控除計算に必要なもの  
医療費の領収書や社会保険料控除証明書、生命保険料控除証明書など
- マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票  
本人確認書類
- 写真付きの場合  
運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点
- 写真付きではない場合  
健康保険証、介護保険証、年金手帳、病院の診察券などのうち2点
- 印鑑
- 預貯金通帳など申告者本人名義の口座番号などが分かるもの

## 介護保険要介護認定を受けている方へ

要介護認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳がなくても、市が発行する「障害者控除対象者認定書」を提示すると、障害者控除を受けることができます。該当する方は、介護保険被保険者証をご持参のうえ、介護福祉課、各行政局市民課または各出張所で申請してください。

なお、同一世帯ではない方の申請には、委任状が必要です。

要介護度	障害者の認定区分	備考
要介護5 要介護4	特別障害者	
要介護3	特別障害者 または 普通障害者	日常生活自立判定基準により、障害者の区分を判定
要介護2 要介護1	普通障害者	

●問い合わせ 保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115  
各行政局市民課

平成30年度市・県民税の申告、平成29年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。期間終了が近づくと大変混雑しますので、各地区の指定された期日に申告しましょう。

- 問い合わせ ◆市・県民税について  
市民部 税務課 ☎81-2119
- ◆所得税・消費税・贈与税について  
郡山税務署(自動音声案内) ☎024-932-2041

## 電子申告にご協力ください

市では昨年、「国税電子申告・納税システム」(e-TAX)を利用して確定申告書を税務署へ提出しています。e-TAXで申告書を提出すると、紙で提出するより1カ月程度早く還付金を受領できたり、添付書類の一部を省略できたりします。

e-TAXを利用して提出する場合、申告する方の「利用者識別番号」が必要です。※利用者識別番号はe-TAX ホームページで取得しますが、取得作業は申告会場で市職員がお手伝いします。昨年取得した方は、取得の際に配布された「利用者番号の取得に係る設定票」を持参してください。

## セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制とは医療費控除の特例のことで、スイッチOTC医薬品(医療用から転用された医薬品)の購入費用について所得控除を受けることができます。控除を受けるには、申告者本人が健康診断や予防接種等を受けるなどの条件があり、健康診断の結果通知書や領収書、予防接種済証などによる証明が必要です。この特例を受ける場合、従来の医療費控除は適用できません。

※セルフメディケーション…自分自身の健康に責任を持ち、軽い身体の不調は自分で手当てすること。(世界保健機関の定義)

## 【申告相談日程】

月日	滝根		大越	
	会場	地区	会場	地区
2月	15 木	神保町、関場、梵天川、中広土	大越ふるさと館2階会議室	早稲川、牧野、栗出
	16 金	//		//
	19 月	和貢、大平、入新田1・2		//
	20 火	//		下大越
	21 水	石神、原屋敷、菅谷駅前		//
	22 木	//		//
	23 金	//		//
	26 月	入水、畑中、江川、糠塚		上大越
3月	27 火	//	//	
	28 水	//	//	
	1 木	上郷、中郷	//	
	2 金	//	//	
	5 月	作組、広瀬町、下組	//	
	6 火	//	//	
	7 水	//	//	
	8 木	滝根全地区	大越全地区	
	9 金	//	//	
12 月	//	//		
13 火	//	//		
14 水	//	//		
15 木	//	//		

※今年度は、市役所(1階 多目的ホール)で申告することができるのは、船引地区の方のみです。滝根・大越・都路・常葉地区の方の申告は、各地区の会場で受け付けます。

会場	都路		常葉		船引(南)		船引(北)		月日
	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区	
都路行政局2階大会議室	文化の館1階多目的ホール	大久保地区	西向・山根地区	要田出張所 七郷出張所 芦沢出張所	要田	美山出張所	鹿又1	15 木	
		//	//		荒和田	鹿又2、長外路	16 金		
		//	//		笹山	鹿又3	19 月		
		岩井沢地区	//		井堀、永谷	新館	20 火		
		//	//		上郷、遠山沢	門鹿、大倉	21 水		
		//	関本・堀田地区		下郷、大堀	石沢	22 木		
		//	//		上区、本郷	中山	23 金		
		//	//		櫛山	横道	26 月		
		//	//		芦沢西	上移	27 火		
		古道地区	//		芦沢中、芦沢東	北移	28 水		
		//	常葉地区		芦沢南、芦沢北	南移	1 木		
		//	//		春山(1区、2区)		2 金		
		//	//		今泉、文珠、石森		5 月		
		//	//		//		6 火		
		//	//		小沢、板橋		7 水		
都路全地区	常葉全地区	北区		8 木					
//	//	大町、中町		9 金					
//	//	上町		12 月					
//	//	栄町		13 火					
//	//	下里		14 水					
//	//	船引全地区		15 木					